

高額介護サービス費の算定誤りについて

令和4年5月10日
郡山市保健福祉部
介護保険課
課長 本田 弘一
TEL：924-3028

介護保険では、ひと月に支払った介護サービスの利用者負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合は、その超えた分を支給する高額介護サービス費制度があります。

今般、厚生労働省が行った調査により、全国の自治体の3分の2程度において公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定に誤りが確認され、本市においても調査を行った結果、高額介護サービス費の過少支給が判明したことから、対象となる方に追加の支給を行います。

1 経過及び原因

一部自治体において公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定に誤りがあったことを受け、令和3年12月23日に、厚生労働省から全国の自治体に対し、適正な算定事務が行われているかを確認するよう事務連絡があり、調査を行った結果、本市においても高額介護サービス費の過少支給があることを確認しました。

内容としましては、指定難病や特定疾病等により公費負担医療制度の対象となっている要介護被保険者が公費対象となる介護サービス（訪問看護等）を利用した場合の自己負担額は、本来は高額介護サービス費の算定をするべきところ、本市の介護保険システムにおいても含まれない仕様となっていたため、上限額を超える方について、支給額が過少となったものです。

2 件数及び影響額

(1) 件数 14世帯（延べ69件）

(2) 金額 77,808円

※ 上記の対象者及び金額は、現時点における概算（速報値）であり、今後の確認手続きによって変動する可能性があります。

3 今後の対応

- 対象者の方には、速やかにお詫びと追加支給に関する案内の文書を送付し、システムの改修により追加支給額が確定次第、追加支給を行います。
- 今後は支給適用条件の確認を確実にを行うとともに、検証作業におけるチェックを強化し、再発防止に努めます。